

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	湯沢市 (05207)
地域名 (地域内農業集落名)	皆瀬地区 (菅生、長石田、藤倉、白沢、仏師ヶ沢、瀬野ヶ沢、板戸、若畑、貝沼、皿小屋、小安、湯元、市野、羽場、中ノ台、下生内、上生内、雨外、沖ノ沢、落合)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	580.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	580.0 ha
② 田の面積	427.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	152.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	56.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	86.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進み、地域の担い手が減少している。
- ・全域が山間農業地域で水稻の作付けが多く、中山間直接支払交付金を活用している。
- ・基盤整備事業が行われていない条件不利地が多く、集落協定により農用地の保全・維持管理をしているが、法面や水路、農道等の管理が過重な負担となっている。
- ・集落協定の組合員の高齢化により、これからは集落協定に参加できない人がでてくる懸念がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・条件の良い農地を担い手に集積、集約し、条件不利地は集落協定の活動により保全・維持管理し、耕作放棄地の増加を防ぐよう努めていく。
- ・効率的に作業ができるように作物ごとに団地化する。
- ・主要品目は水稻。水田転作として大豆、飼料作物、そば等が作付けの中心。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用し、「農業を担う者」への集積・集約を基本として取組んでいく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	18.3 %	将来の目標とする集積率	80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
「農業を担う者」を中心として、農地中間管理機構を活用し、集積・集約に取組んでいく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
条件の良い農地を担い手に集積、集約し、効率的な作業を実現するために作物ごとに団地化する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
条件の良い農地を担い手に集積、集約を進めるために、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
条件の良い農地を担い手に集約し、担い手のニーズや地区の状況を踏まえ基盤整備事業を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・集落協定を通じて地域コミュニティを維持し、担い手の確保に努める。 ・担い手による農地の維持が困難な場合は、地区外の経営体との連携を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・育苗、田植え、刈取り、乾燥調製、防除については、地域の法人等に委託する。 ・今後、設備の更新が難しい場合は、地域内の組合の乾燥調製施設を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやツキノワグマ等の被害が拡大しないように、電気柵等の設置を推進するほか、エサとなる農作物残渣を屋外に置かない、自宅周りや山際の草刈りを行うなど、個人や集落単位で取組める対策を行う。
- ②減農薬・減肥料の特別栽培米等の取組みを推進していく。
- ④秋田牛輸出促進コンソーシアムに参画。
- ⑦集落協定で農地の維持管理する。
- ⑨耕畜連携により地域内の資源を循環させ、持続可能な地域農業を目指す。
- ⑩地域計画に変更等があった場合は、年度末に更新するものとし、更新した地域計画の内容は、その年度の4月1日から適用する。
- ⑪地域計画区域内の農地転用に伴う区域からの除外については、農業を担う者へ書面により通知し、一定期間意見を募集する。この通知により協議開催及び協議したこととする。
- ⑫協議の結果を反映した地域計画案については、書面により通知することで、説明を受けたものとする。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻	1.7 ha	ha	水稻	9.0 ha	ha	1	
認農		水稻・大豆	2.1 ha	14.9 ha	水稻・大豆	23.0 ha	23.0 ha	2	
認農		水稻	9.7 ha	ha	水稻	13.0 ha	ha	3	
認農		水稻	8.0 ha	ha	水稻	20.0 ha	ha	4	
利用者		水稻	3.0 ha	ha	水稻	15.0 ha	ha	5	
認農		水稻	10.0 ha	ha	水稻	15.0 ha	ha	6	
認農		水稻	7.0 ha	ha	水稻	7.0 ha	ha	7	
利用者		水稻	2.3 ha	ha	水稻	5.0 ha	ha	8	
利用者		水稻・そば	0.9 ha	ha	水稻・そば	2.3 ha	ha	9	
利用者		水稻・野菜	2.1 ha	ha	水稻・野菜	2.1 ha	ha	10	
利用者		水稻	1.4 ha	ha	水稻	5.0 ha	ha	11	
認農		水稻・野菜	4.1 ha	3.5 ha	水稻・野菜	4.5 ha	3.5 ha	12	
認農		野菜	0.1 ha	ha	野菜・水稻	10.0 ha	ha	13	
認農		飼料作物	40.0 ha	ha	飼料作物	40.0 ha	ha	14	
利用者	上記以外の耕作者	水稻他	ha	ha	ha	ha	ha	白地	
	計	14経営体	92.4 ha	18.4 ha		170.9 ha	26.5 ha		

注1:「属性」欄には、「認定農業」は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は

「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。